

# － 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 ゼロエミッション東京推進基金条例

公布年月日・番号 令和2年3月12日・東京都条例第6号

## 1 概要

### (1) 制定理由

都内からの二酸化炭素排出量を実質ゼロにするとともに、世界の脱炭素化にも貢献するゼロエミッション東京の実現に向け、再生可能エネルギー及び水素エネルギーの利用拡大、省エネルギーの推進、電気自動車等のゼロエミッションビークルの普及、プラスチック対策等の施策を推進するため、ゼロエミッション東京推進基金を設置する必要がある。

### (2) 制定の内容

#### ア 基金の設置

都内からの二酸化炭素排出量を実質ゼロにするとともに、世界の脱炭素化にも貢献するゼロエミッション東京の実現に向け、再生可能エネルギー及び水素エネルギーの利用拡大、省エネルギーの推進、電気自動車等のゼロエミッションビークルの普及、プラスチック対策等の施策を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、ゼロエミッション東京推進基金を設置する。

#### イ 積立額

基金の積立額は、予算で定める。

#### ウ 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管する。

基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

#### エ 運用益金の処理

運用益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れる。

#### オ 処分

アの目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

#### カ 繰替運用

確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## 2 施行日

公布の日

## 3 問合せ先

環境局総務部環境政策課

直通 03-5388-3426

内線 42-151